

裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]

処 分 庁 [REDACTED] 福祉事務所長

審査請求人から平成 22 年 3 月 5 日付けで提起された生活保護廃止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

処分庁が、審査請求人に対してなした平成 22 年 1 月 14 日付けの保護廃止決定処分は、これを取り消します。

理 由

1 事実関係

調査したところ、次の事実が認められます。

- (1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成 19 年 7 月 6 日、処分庁に対し生活保護の開始申請を行い、処分庁は、同日付けで保護の開始を決定した。
- (2) 請求人は、障害基礎年金を担保として、独立行政法人福祉医療機構から貸付を受けていたが、平成 21 年 6 月に完済する予定となっていたため、処分庁は、平成 21 年 5 月 18 日、請求人に対し、借入金の返済の状況を確認することができる資料を提出するよう求めた。
- (3) 平成 21 年 6 月 19 日、処分庁は、前記資料が請求人から提出されないことから、平成 21 年 7 月以後の保護費の支払いを窓口払いにより行うこととしたが、その後も請求人から資料は提出されなかった。
- (4) 請求人は、独立行政法人福祉医療機構に自己の年金を担保として、平成 21 年 6 月 18 日に借入申込みを行い、同年 7 月 17 日に [REDACTED] 円の貸付けを受けた。
- (5) 平成 21 年 9 月 1 日、処分庁は、処分庁を訪れた請求人から、請求人が再び年金を担保として貸付けを受けたこと、同年 8 月入金の年金については全額入金されたことを聴取した。

- (6) 平成 21 年 9 月 4 日、処分庁は、年金収入を認定し、同年 8 月 1 日付けで保護を停止した。
- (7) 処分庁は、平成 21 年 10 月 5 日付けで生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 27 条に基づく指示書を請求人に交付した。当該指示書の内容は、「① 今後はあなたが受給している年金の一部又は全部にかかわらず再担保に供しないこと。② 貸付期間中、終了後にかかわらず今後は受給している年金をあなたの生活の維持のために活用すること。」であった。
- (8) 処分庁は、平成 22 年 1 月 14 日付けで保護を廃止した。保護廃止決定通知書に記載された保護廃止の理由は、「指導指示違反により保護廃止する（年金再担保貸付）」というものであった。

2 請求人の主張

請求人は、「生活保護のはい止をてっかいしてほしい」と主張し、本件保護廃止決定処分の取消しを求めています。

3 処分庁の主張

処分庁は、以下の大要のとおり主張し、本件審査請求の却下若しくは棄却を求めています。

(1) 審査請求書の記載事項等の欠缺について

行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 15 条第 1 項は、審査請求書に、① 審査請求人の氏名及び年齢又は名称並びに住所（第 1 号）、② 審査請求に係る処分（第 2 号）、③ 審査請求に係る処分があったことを知った年月日（第 3 号）、④ 審査請求の趣旨及び理由（第 4 号）、⑤ 処分庁の教示の有無及びその内容（第 5 号）、⑥ 審査請求の年月日（第 6 号）を記載しなければならない旨を規定している。また、同条第 4 項は、審査請求書には、審査請求人が押印しなければならない旨を規定している。

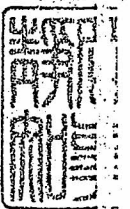
しかし、本件審査請求に係る審査請求書には、本件審査請求に係る処分を特定するために必要な事項、請求人が本件審査請求に係る処分があったことを知った年月日、本件審査請求の趣旨、処分庁の教示の有無及びその内容の記載がなく、また、請求人の押印もない。

よって、本件審査請求は、行政不服審査法第 15 条第 1 項及び第 4 項の規定に適合しない不適法なものであり、速やかに却下されるべきである。

(2) 本件保護廃止決定処分をした理由について

本件審査請求は、不適法であり、速やかに却下されるべきであるが、仮に当該主張が容れられない場合であっても、本件保護廃止決定処分は、違法又は不当な点はないことから、本件審査請求は、速やかに棄却されるべきである。

法第 26 条前段は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなく



なったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。」と規定している。

被保護者の収入等が法第8条第1項の基準を超えたときに法第26条の「被保護者が保護を必要としなくなったとき」に該当し、保護の停止又は廃止の要件を満たすことになることは言うまでもないが、法第4条第1項が「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定していることから、被保護者が活用することができる資産等を有しているにもかかわらず、その資産等を活用しないときも、法第26条の「被保護者が保護を必要としなくなったとき」に該当し、保護の停止又は廃止の要件を満たすことになる。

これを本件について見ると、請求人は、処分庁に事前に相談することなく、自らの障害基礎年金を担保として、独立行政法人福祉医療機構から貸付を受け、貸付金を、普通二種運転教習料金、自動二輪購入、借金返済及び図書購入に使用した。要するに、請求人は、法第8条第1項の基準を超える障害基礎年金の受給権を有しているにもかかわらず、これを担保に供し、自らの収入を減少させたのであって、活用することができる資産等を有しているにもかかわらず、その資産等を活用しないのであるから、法第26条の「被保護者が保護を必要としなくなったとき」に該当し、保護の停止又は廃止の要件を満たしている。

以上が本件保護廃止決定処分をした理由であり、当該処分には、何ら違法又は不当な点はない。

4 判断

- (1) まず、本件審査請求に係る審査請求書の適法性について検証します。

行政不服審査法第15条第1項各号に掲げる記載事項のうち、「審査請求に係る処分」については、当庁が審査庁に送付した「審査請求書副本の送付及び弁明書の提出要求について」（平成22年3月11日付け第[]号）において明示してあることから、本件審査請求に係る処分を特定することができるものであり、また、「審査請求の趣旨及び理由」については、本件審査請求書の「生活保護のはい止をてっかいしてほしい」の記載から、請求人が本件保護廃止決定処分の取消しを求めていることは容易に判断できます。

また、「審査請求に係る処分があったことを知った年月日」については、本件審査請求は、平成22年1月14日付けの処分に係る審査請求を3月5日に当庁が受け付けたものであり、行政不服審査法第14条第1項の審査請求期間内に行われたものであること、「処分庁の教示の有無及びその内容」については、処分庁が誤った不服申立期間等について誤った教示をした場

合の救済規定であることから、当該記載事項の不備をもって直ちに不適法であると認めることはできません。

また、「請求人の押印」については、請求人が自ら作成したものであることを証明するために求められるものと考えられますが、本件審査請求書は、請求人が当庁において自著したものであり、当該書面が真正のものであることを疑う余地はありませんので、本件審査請求書に押印がないことをもって直ちに不適法であると認めることはできません。

以上から、本件審査請求書は、行政不服審査法第15条第1項及び第4項の規定に適合しない不適法なものであると認めることはできません。

(2) 次に、本件保護廃止決定処分について検証します。

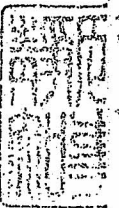
行政手続法（平成5年法律第88号）第14条第1項は、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、不利益処分の理由を示さなければならない」と規定しており、法第26条に基づく保護の廃止を行う場合にも当該規定が適用されますので、これに照らして、本件保護廃止決定処分について検証します。

まず、処分庁は、本件保護廃止決定処分を行った理由について、3(2)に記載したとおり、法第26条の「被保護者が保護を必要としなくなったとき」に該当したためである旨の主張をしています。一方、保護廃止決定通知書においては、保護廃止の理由について、1(8)に記載したとおり、「指導指示違反により保護廃止する（年金再担保貸付理由）」としています。

処分庁が、本件保護廃止決定処分を行った理由が、処分庁の主張のとおりであるとする、処分庁の主張は、保護廃止決定通知書に記載された当該処分の理由と異質のものであることが明白であるので、本件保護廃止決定処分は、行政手続法第14条第1項により提示すべきとされている不利益処分の理由の提示義務に違反している違法な処分として取消しを免れないものと判断されます。

また、本件保護廃止決定処分の理由が、保護廃止決定通知書に記載されたとおり、「指導指示違反」であるとするならば、本件保護廃止決定処分は、法第27条第1項に基づく指示に違反したことを理由とする法第62条第3項に基づく保護廃止処分であると考えられます。これに照らして本件について検証すると、法第27条第1項に基づく処分庁の指示は、1(7)に記載したとおり、請求人が独立行政法人福祉医療機構から自己の年金を担保として貸付けを受けた後の平成21年10月5日付けで行われたものであり、同日以降において、請求人が当該指示に違反した事実は認められないので、本件においては、法第62条第3項に基づく保護廃止事由は存在せず、違法な処分として取消しを免れないものと判断されます。

(3) 以上から、本件保護廃止決定処分の取消しを求める請求人の請求は、理由があるので主文のとおり裁決します。



平成22年4月27日

審査庁 静岡県知事 川勝 平太



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として(訴訟において市を代表するものは市長となります。)決定の取消しの訴えを、あるいは県を被告として(訴訟において県を代表するものは知事となります。)この裁決の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)